

# 関税技術協力

～海外からの研修員受入れ～

## 税関研修所研修部税関国際交流センター室

### はじめに

税関研修所では、税関局調査課の企画立案のもとに、関税・税関分野に関する技術協力（以下、「関税技術協力」という。）を実施している。

関税技術協力とは、開発途上国・地域の税関職員に税関行政についての必要な知識技能を伝授するもので、1970年の JICA 行政セミナー（後述(1)参照）から実施している。技術協力の方法には、外国に講師を派遣してセミナーなどを行う「専門家派遣」と我が国で研修を行う「受入研修」とがあり、税関研修所は、税関中央分析所、各税関等と協力して主に「受入研修」を実施している。また、講師となる専門家を育成するための国内研修も行っている。

### 関税技術協力の重要性

最近の世界の税関を取り巻く環境を見渡すと、不正薬物の乱用や環境保護、知的財産権保護などに国民の関心が高まっており、それに対する確な取締りが税関に強く求められている。一方で、経済活性化・国際貿易の円滑化のために迅速な通関、税関手続の調和・簡素化が求められており、G 7 において、先進国間の税関手続の標準化・簡素化に係る検討が行われ、この成果は WCO に引継がれ、現在さらに検討が進められている。しかしながら、途上国では通関手続の電算化がなされていなかったり、なかには申告書類の様式や、手続規定も明確でない、といったところもあり、貿易円滑化のためには途上国のキャパシティビルディング（能力向上）が必須であるとの認識が WTO においてもな



開講式での研修員代表あいさつ

され、途上国の税関の人材育成・組織改善を支援することが、我が国にとっても重要な課題となっている。我が国は主にアジア大洋州地域、中でもアセアン各国に対しては特に力をいれて技術協力を行っている。

具体的には、税関手続に関しては改正京都規約、HS 条約、WTO 関税評価協定等いくつかの国際条約があり、これらを理解し途上国においても実施出来るように支援することが税関手続の調和・簡素化のための第一歩であり、さらには、我が国税関の具体例を紹介しながら、各国の状況に応じた改善策をアドバイスしていくという、きめ細かな技術協力を行うことが大切である。

### 受入研修の種類等

受入研修にはスキーム別に大きく分けて三種類あり、一つは国際協力機構（JICA）と協力して行うもの、次に世界税関機構（WCO）等の国際機関と協力して行うもの、そして、税関局の二国間援助経費によるものである。このう

ち関税局の二国間援助経費によるものは、WCO 非加盟国を含む途上国に対して我が国が主導的かつ機動的に実施できるよう1996年度から開始された。

## 受入研修のコース・内容

### (1) JICA 行政セミナー

JICA と協力して行う行政セミナーは、1970年から実施しており、これまでに86カ国546名を受け入れている。この行政セミナーの参加者にはその後各国関税当局の幹部になっている人も多く見られる。JICA コースには、これ以外にも、国別特設コースなどがあり幹部職員から一般職員まで様々なレベルの研修を行っている。

### (2) WCO フェローシップ

WCO と協力して行うフェローシップコースは、1991年から実施しており、これまでに56カ国、117名を受け入れている。フェローシップは、各国の幹部候補生がベルギーのブラッセルにある WCO 本部で数週間の研修を受けた後、日本の税関において実地研修をするもので、英語コースとフランス語コースがある。

### (3) 関税局二国間援助経費受入研修

関税局の二国間援助経費によるものは1996年から実施しており、これまでに76カ国、1353名を受け入れている。現在では、受入研修の中核をなしており、途上国のニーズを調査し、把握した上でコース内容を設定している。その主なものをあげると次のとおり。

- ・ 監視・情報管理コース 不正薬物や銃砲、知的財産権侵害物品等の密輸取締技法や情報分析技法、国際情報ネットワーク構築などを研修する。
- ・ 通関総合コース 適正・迅速な通関のための通関手続・電算化システム、リスクマネジメント技法等改正京都規約に基づき関連する税関手続等を研修する。

- ・ 評価・事後調査コース WTO 関税評価協定及び事後調査技法を研修する。
- ・ HS・分類コース HS 条約に基づく品目分類技法を研修する。

各コースの研修期間は、10日程度の短いものから、最も一般的な5週間程度のものまでである。5週間程度のコースの場合、最初の3週間は税関研修所において、関係する国際条約、我が国の税関制度を学んだのち事例研究を行い、講師は研修所教官、関税局・税関職員、大学教授、税関OBなどが務める。その後の1週間はいずれかの税関において税関での実務、実施状況の把握や個別事例の討議、税関施設の見学等実地研修を行う。最後の1週間は研修所にもどり、研修参加者から研修内容に係る自国での応用・改善策を発表してもらい、これを研修の成果と



国際協力専門官による改正京都規約の講義



教官による監視の講義

して持ち帰ってもらうことを想定している。また、最後には研修全体の評価会を実施し、今後の研修の改善に役立てることにしている。

平成15年度において、税関研修所では、20コースの受入研修を実施し、33カ国、計189名の研修員を受入れた。

なお、税関研修所は本年3月にオークランドで開催された WCO アジア大洋州地域関税局長・長官会合において中国、香港、マレーシア、インドのそれぞれの税関研修所と共にアジア大洋州地域における WCO 地域研修センターに推挙された。今後 WCO との取り極めにより、税関研修所が WCO 地域研修センターとして登録される予定となっている。この地域研修センターは今年7月にバンコクに設立されるキャパシティビルディングに関する WCO アジア大洋州地域事務所と連携し、WCO 地域セミナー等を運営する機関としての役割を果たすことが求められており、我が国税関研修所による一層の国際協力が期待されている。



研修員によるカントリーレポート発表

## 税関国際交流センター室

先に述べたとおり、二国間援助経費による受入研修が1996年から開始されたのを契機に、受入研修が充実・拡大され、研修実施場所が、本省から税関研修所に移った。1997年度には、税関研修所に「税関国際交流センター室（以下、センター室という。）」が、また1999年度には同

センターに国際研修係が新設された。センター室の業務は、関税局の企画立案に基づき研修を実施することであり、具体的には、研修カリキュラムの策定、講師の選定と講義依頼、実地研修を行う受入税関との調整などである。

## 関税技術協力のための国内研修

これまで外国の税関職員に対する研修について紹介してきたが、こういった研修を行うための我が国税関職員の人材育成も重要だと考えている。税関研修所では、関税技術協力に関する理解を深めさせ、各税関での受入研修において支援ができる人材の育成を目的として若手職員対象の研修を平成10年から始めている。研修生は、約2週間、実際の外国人の受入研修に参加し、外国人研修員とともに講義を聴講し、休憩時間には日本の習慣などを説明したりする等受入研修の実体験をすることにより、その重要性和意義を実感し、国際感覚を養っている。

技術協力の専門家の必要性はますます高まってきており、今後とも、よりレベルの高い、専門的な知識や技能の修得を目指した研修を実施していきたいと考えている。

## 新規採用研修生との交流

新規採用研修生のなかには、国際的な仕事に就きたいと希望するものも多く、彼らにとっては外国の税関職員との交流は大変興味があるようで、日頃の英会話の授業の成果を試す機会でもあり、また、各国の話を聞いてみたいという研修生もいる。そこで受入研修の合間に、採用研修で実施している柔道・剣道といった武道研修や書道・活花等の日本文化講座の見学の場を設けて交流を行っている。また、基礎科研修（国家公務員試験Ⅲ種）ではカリキュラムに「関税技術協力」の時間を設け交流会を行っており、ここでは、全員が自己紹介を行った上で、各国の税関や研修制度についてディスカッションなどを行うとともに、音楽や踊りを披露し合



文化祭（華道展示）見学

ったりスポーツ大会などを通じて交流を行っている。

### 各受入税関との連携等

各税関では、「関税協力専門官」（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸）又は総務第一係長（函館、門司、長崎、沖縄地区）が、それぞれ各税関における受入実地研修の担当をしている。各税関での実地研修は、外国研修員にとって我が国の税関行政を実際に目にする貴重な機会なので、外国研修員は大変関心を持って実施研修に臨んでいる。各税関では、適正・迅速をモットーとした我が国税関の業務、貨物の検査機器や電算システム等の説明を行っている。また、我が国職員とのディスカッションや事例研究を通じて、効率的な事務運営や我が国職員の規律などについても、お互いの理解を深めている。

実地研修は、受入研修のハイライトといってもよい部分であり、研修所と各税関の担当者はお互いに連携を取りながらより効果的な実地研修となるように努力している。

### 税関研修所ホームページ

税関研修所では、この春からホームページをリニューアルし、関税技術協力のページを設け、実施した受入研修のコース内容、写真なども掲載している。英文のページでは過去の各国研修参加者からの近況報告なども募っている。

関税技術協力を通じて培った税関ファミリーの輪をいつまでも大事にするとともに、一層広げていきたいと考えている。

ホームページアドレス

<http://www.customs.go.jp/cti/top.html>

### 今後の受入研修

今後とも、受入研修は、各国のニーズに合った内容とレベルのものにしていかなければならず、一層の充実に努める必要がある。そのためにも、関税局調査課と協力して、これまで以上に各国のニーズの把握に努め、それに沿ったきめ細かな研修を実施できるように税関等とも協力して行きたいと考えている。

その他関税局調査課は、受入研修以外にも専門家や評価調査団の派遣等を実施している。専門家派遣における具体的成果としては、ASEAN 諸国に対して「ASEAN 関税評価ガイド」、「ASEAN 品目分類表」及び「ASEAN 事後調査マニュアル」が策定され、これらを基に ASEAN 各国の税関手続きの向上が期待されるところであり、今後ともこれらの定着に向けて専門家派遣を実施していくこととしている。

また、評価調査団の派遣については、これまで実施した技術協力事業の評価を目的として毎年7～8ヶ国を設定して実施しているものであり、これらの評価を基にこれからの事業の向上に向けて反映していくこととしている。